破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７８号
北海道登別市幌別町３丁目20番地37ハイツサンサーラ204号室、前住所横浜市神奈川区六角橋６丁目２番11号レオパード白楽405号室
債務者　大村　知之
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
北海道帯広市西19条南２丁目７番23号
債務者　内山　敏子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
北海道帯広市西19条南２丁目７番23号
債務者　内山　孝一
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
北海道帯広市西19条南４丁目34番12号　２号棟221号
債務者　妹尾　雅都
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
千葉県市原市今津朝山255番地２　マーベラスヴィラⅠ―202
債務者　諸見川　ローラリン　サイソンこと　ＳＨＯＭＩＫＡＷＡ　ＬＯＲＡＬＹＮ　ＳＡＹＳＯＮ
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２３２号
愛知県高浜市青木町２丁目３番地28
債務者　嶺石　雅之
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１６４号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目４番11―705号、前住所大阪市住之江区御崎６丁目５番28号
債務者　村山　　剛
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１３号
大阪府枚方市茄子作北町45番30―317号
債務者　高田　　潤
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４０５号
大阪府東大阪市御厨東２丁目７番４号
債務者　西川　真代（旧姓穂満）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４６４号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目６番20号ラ・モードＮＩＳＨＩＫＡＷＡＩ　601号
債務者　河相　和紀
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５３号
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番２―203号
債務者　政岡　克明
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５６号
大阪市鶴見区横堤４丁目15番11号　鶴見緑地ハイツ２番館　10―Ｂ、前住所大阪市城東区古市３丁目９番２―404号
債務者　堀内　　守
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７８７号
大阪府豊中市柴原町５丁目２番20―507号
債務者　宇都宮果代（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９６号
大阪市生野区小路東４丁目９番19号　ハイツ山三　301
債務者　石川　友広
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９８号
大阪市北区長柄東２丁目３番29―501号、前住所大阪市北区本庄東２丁目２番27号　大阪天神橋ハイム　401号室
債務者　山村ひとみ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３０号
大阪市北区大淀南３丁目11番15―907号
債務者　滝澤　早紀（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
　大阪地方裁判所第６民事部